「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに無罪になったとして、果たして救済といえるか疑問であります。

これまでの再審の結果無罪判決となった事例においては、捜査機関で集めた全証拠のうち、有罪立件の観点にそぐわず提示しなかった証拠が、裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。

また、再審の決定が出されても、検察が、やり直しの裁判において有罪を立証する機会が与えられているにもかかわらず、不服申し立てをすることによって再審に数年から数十年という時間を要し、無実の者の救済が遅れてしまうのが実情です。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。

記

1　再審に際し捜査機関で集めた証拠を全面開示すること。
2　再審開始決定に対する検察官の不服申し立てに対し制限を加えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年９月１９日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総　務　大　臣
法　務　大　臣
衆議院議長
参議院議長
県選出国会議員　　あて

岩手県矢巾町議会
議　長　　廣　田　清　実